公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第１１０８号
札幌市手稲区前田６条７丁目１番24号　コーポ花づつみ102号
債務者　吉川　英寿
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増川　純人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３号
三重県いなべ市大安町石榑東1368番地６
債務者　齊藤　健治
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　啓丞
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
愛知県豊橋市大岩町字北山401番地の４
債務者　石川　政彦
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水ちはる
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月23日午後１時50分
5　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第４１号
石川県能美市大成町２丁目50番地３
債務者　石野　達也
1　決定年月日時　平成29年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　充之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月24日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第３０８号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金309番地14
債務者　佐々木直美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月１日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第７０号
富山市布瀬町南１丁目22番地４　ティービー・パラッツオ101号
債務者　五十嵐ルミ子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣野　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７１号
富山市布瀬町南１丁目22番地４　ティービー・パラッツオ101号
債務者　五十嵐誠司
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣野　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月26日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３７８号
神戸市中央区東雲通１丁目３番９―610号
債務者　中西　則之
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１９号
神戸市長田区腕塚町３丁目３番16―406号
債務者　夏山　政直
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４６３号
神戸市北区花山台２番12―201号、従前の住所神戸市北区山田町上谷上字古々山29番地の39　グレース大池204号
債務者　渡邊　綾子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４８２号
神戸市灘区国玉通２丁目７番９号　国玉ハイツ101号、従前の住所三重県四日市市西日野町4059番地９　サンリバーハイツ201
債務者　赤野眞奈美こと　赤野真奈美
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５８号
沖縄県那覇市首里末吉町３丁目44番地７　アルファビル302
債務者　比嘉絵未里
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２０３号
沖縄県島尻郡八重瀬町字志多伯734番地１
債務者　神谷　敏之
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９１０号
愛知県北名古屋市沖村西ノ郷242番地１　メルベーユＢ102号
債務者　ビークォークこと　生川　三穂
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９８１号
名古屋市中川区吉津４丁目2101番地　パークサイドヴィラ201号、従前の住所名古屋市中川区供米田３丁目3521番地　センチュリーパーク供米田１―202
債務者　千葉　勇作
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３１７号
千葉県柏市大井825番地２
債務者　岡田　治美（旧姓髙畠）
1　決定年月日時　平成29年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部